

十日町市将来人口推計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名称

十日町市将来人口推計業務委託

(2) 目的

この要領は、今後の地域づくりの検討のために必要となる、各行政区の将来人口及び世帯数の推計資料を作成するにあたり、推計業務の委託事業者を選定する手続きに関して、必要な事項を定めるものとする。

(3) 業務内容

実施要領及び仕様書のとおりとする。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和3年1月29日（金）まで

2 契約額の上限

2,000千円（消費税及び地方消費税含む）とする。

3 業者選定方式

業務選定は公募型プロポーザル方式とする。

4 参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 応募日から契約締結日までの間、十日町市の指名停止処分を受けていないこと。

(3) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

- (4) 営業に必要な許可・認可等を得ているほか、関係法令等を遵守すること。
- (5) 業務実施にあたり、十日町市との協議に適切に対応できること。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税並びに市税に未納がないこと。

5 企画提案条件

(1) スケジュール

①公募開始	令和2年8月19日(水)
②質問書提出期限	令和2年8月26日(水) 正午(必着)
③質問書回答期限	令和2年8月28日(金)
④参加表明書提出期限	令和2年9月1日(火) 午後5時15分(必着)
⑤企画提案書提出期限	令和2年9月8日(火) 正午(必着)
⑥審査会実施	令和2年9月10日(木) 【予定】
⑦審査結果(採否)通知	令和2年9月14日(月) 【予定】

(2) 予定技術者に対する要件

- ① 本業務は、専門的知識を要することから、全体総括者として管理技術者をおき、主任として業務に携わる担当技術者を1名以上配置すること。
- ② 管理技術者及び担当技術者は、市町村の人口ビジョンや又は合意形成を伴う各種計画等の策定業務に携わった実績のある技術者とする。

6 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

本プロポーザルは、十日町市将来人口推計業務委託における具体的な取組手法や取組の独自性、創意工夫について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。

(2) 提案書の作成方法

下記事項について、①～⑥を作成すること。

① 企画提案書(様式2)

仕様書に基づくものとし、動態分析及び人口の将来推計・シミュレーションの手法について、本市の人口構造及び地域の特性を踏まえ、事業者の識見を活かした具体的な考え方を提案すること。

様式は任意で表紙・目次を除きA4版全4ページ以内とし、文章のほか、イラスト、図面等の使用も可とする。

② 業務実施体制(様式3)

本業務の実施体制を記載すること。また、当該業務の一部を再委託する場合はその内容と予定される再委託先を記載すること。

③ 予定管理技術者および予定担当技術者の経歴等(様式4)

業務実施体制に記載された予定技術者の資格、業務実績(3件まで)、手持ち業務量等を記載すること(令和2年8月1日現在)。記載する業務数は、技術者1名につき1件とする。

また、当該業務の一部を再委託する場合はその内容と予定される再委託先を記載すること。

④ 予定管理技術者の過去 10 年間の業務実績等（様式 5）

記載する業務実績は、過去 10 年間に従事した市町村の人口ビジョン又は合意形成を伴う各種計画等の業務から代表事例 1 件を記載すること。

⑤ スケジュール（様式任意）

本業務に係るスケジュール計画を記載すること。（A4 版 1 枚以内）

⑥ 参考見積り（様式任意、A4 版 1 枚以内）

(3) 提案書の書式

提案書の用紙サイズはすべて A4 判横書きとする。

文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。

7 書類の提出方法、提出先及び提出期限

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

① 提出種類

ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式 1）

必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること

イ 直前の営業年度に係る納税証明書

（ア）市内に営業所を有する者

- ・市税の納税証明書（様式第 50 の 2）
- ・納税証明書その 3 の 2（個人用）
- ・納税証明書その 3 の 3（法人用）

（イ）市内に営業所を有しない者

- ・納税証明書その 3 の 2（個人用）
- ・納税証明書その 3 の 3（法人用）

② 提出方法 持参又は郵送等で提出すること。

③ 提出部数 1 部

④ 提出先

十日町市役所総務部企画政策課協働推進係

住所 〒948-8501 十日町市千歳町 3 丁目 3 番地

電話 025-757-3693

FAX 025-752-4635

e-mail t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp

⑤ 提出期限 令和 2 年 9 月 1 日（火）午後 5 時 15 分（必着）

(2) 提案書の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（様式 2）

イ 業務実施体制（様式 3）

ウ 予定管理技術者および予定担当技術者の経歴等（様式 4）

エ 予定管理技術者の過去 10 年間の業務実績等（様式 5）

- オ スケジュール（様式任意）
カ 参考見積り（様式任意、A4版1枚以内）
- ② 提出方法 持参又は郵送等で提出すること。
- ③ 体裁・部数 片面印刷とすること。
提案書（様式2）を表紙とし、様式2から4及び参考見積書を一式として、左端2箇所ホチキス止めとし、7部（企業名を表示したものを2部、表示しないものを5部）提出すること。
ただし、（様式3）における注意書きは企業名の記載は認める。
- ④ 提出先 十日町市役所総務部企画政策課協働推進係
住所 〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地
電話 025-757-3693
FAX 025-752-4635
e-mail t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp
- ⑤ 提出期限 令和2年9月8日（火）正午（必着）

8 質問・回答

(1) 質問書の提出

- ① 提出期限 令和2年8月26日（水）正午まで
- ② 質問様式 質問書（様式6）
- ③ 提出方法 様式6を電子メール（容量3MB以内）にて提出すること。また、電子メール送信後は、電話にてメールの到着確認を必ず行うこと。また、容量が3MBを超える場合については、ファイル交換サービスによる依頼メールを送信するため、事前に連絡すること。

なお、電子メールの件名は「十日町市将来人口推計業務に関する質問」として送信すること。

- ④ 提出先 十日町市役所総務部企画政策課協働推進係
e-mail t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp

(2) 質問に対する回答

- ① 回答期限 令和2年8月28日（金）
- ② 回答方法 質問書（様式6）の返答先への連絡及び原則として質問者匿名で十日町市ホームページに掲載する方法とする。

9 審査

(1) 審査委員

本市職員が審査員を務める。

(2) 審査委員の守秘義務

審査委員は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(3) 審査方法

- ① 審査は、企画提案書の内容を比較検討するものとし、採否を決定する（結果は後日文書にて通知）。

- ② 企画提案書の書類審査及び協議の上採否を決定するものとし、全ての審査において非公開とする。
- ③ 企画提案書の作成に係る経費は、参加者の負担とする。
- ④ 営業に必要な許可・認可等を得ているほか、関係法令等を遵守すること。
- ⑤ 業務実施にあたり、発注者との協議に適切に対応できること。
- ⑥ 企画・作成を全て外部発注することは不可とする。
- ⑦ 決定した参加者の企画提案書の著作権は、発注者に無償・無条件で帰属するものとする。
- ⑧ 提出された企画提案書は返却しない。
- ⑨ 提出した企画提案書はこのプロポーザル以外の目的には使用しない。

(4) 審査基準

別添1のとおり

(5) 受注者の決定

審査で最も優秀とされた者を第1交渉権者とし、協議の上契約書を締結する。第1交渉者と契約に至らなかった場合は、次点の者と協議の上、契約を締結する。

なお、企画見積書等の提出が1社のみであった場合、前項の審査基準に基づく合計点が満点の6割に達したときは、最優秀提案者とする。該当しない場合は契約締結できないものとする。

10 選定結果の通知

選定結果については、9月14日（月）までに各社へ文書で通知する。

11 提供資料

企画提案書作成にあたり次のものを提示する。

(1) 提示資料

- ① 第2期十日町市人口ビジョン（令和元年12月策定）
- ② 地区別、行政区別人口及び世帯数、年齢別人口

(2) 入手方法

十日町市ホームページ（<http://www.city.tokamachi.lg.jp>）

12 その他

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 本要領に定める提出方法によらず企画見積書等が提出された場合。
- (2) 本要領に定める提出期限までに企画見積書等が提出されなかった場合。
- (3) 応募書類等に虚偽又は事実と異なる記載があった場合。
- (4) 提案事業費が、「2見積限度額」を超えている場合。
- (5) 同一事項に対して二以上の企画提案をした場合。
- (6) 企画提案書の提出に対して談合などの不正行為があった場合。
- (7) その他契約担当者が予め指示した事項に違反した場合、又は参加者に求められる義務を履行しなかった場合。

(別添1)

十日町市将来人口推計業務委託 プロポーザル審査基準

評価項目	評価の詳細・着目点	配点
事業者の 業務経歴	予定管理技術者および予定担当技術者の経歴	10
	予定管理技術者が過去10年間に従事した市町村の人口ビジョン又は合意形成を伴う各種計画等の業務	10
企画提案	業務の着眼点が本市の目的に沿ったものであり、本市の課題を踏まえた提案である	15
	人口動態の分析手法の提案	15
	人口の将来推計・シミュレーションの設定手法の提案	15
	仕様書の内容に基づく業務のほか、本市の特性や各行政区の特徴を捉えた、独自性のある創意工夫された提案である	15
実施体制	業務量に見合った人員を配置しているか	10
価格	適正な見積が示されているか 見積額（税込）が提示額（2,000千円）を超える場合は、失格とする。	10
		計100